

野外焼却（野焼き）は

法律で禁止

されています！



野外焼却（野焼き）は廃棄物の処理及び清掃に関する法律や埼玉県生活環境保全条例や秩父市環境保全条例により、一部の例外を除いて原則禁止されています。

例外行為であっても、周辺環境へ著しく悪影響を及ぼすものについては、指導を行う場合があります。
苦情が絶えません！

市には、野外焼却（野焼き）による苦情が多く寄せられています。ドラム缶・ブロック囲い・家庭用簡易焼却炉で燃やしたり、地面に穴を掘って燃やしたりすることは不法焼却に該当します。ごみを燃やすと悪臭や煙による近隣住民とのトラブルだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、人の健康への影響や、火災が心配されています。

罰則

野外焼却（野焼き）禁止に違反した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条により、5年以下の懲役、もしくは一千万円以下の罰金、または両方が科せられます。



家庭用簡易焼却炉の無料回収



対象 ブロック積簡易焼却炉、金属製簡易焼却炉

回収条件 所有者が焼却炉を分解し、2トン車が進入できる場所まで搬出すること（申込者には、回収日程などをお知らせします。）

問 生活衛生課 ☎25-5202

吉田 ☎72-6083

大滝 ☎55-0861

荒川 ☎54-2114

12月1日(水)～14日(火)

冬の交通事故防止運動を実施

「人も車も自転車も

安心・安全 埼玉県

運動の重点目標

①夕暮れ時と夜間の交通事故防止

②飲酒運転の根絶

「しない、させない、ゆるさない」を合言葉に飲酒運転をなくしましょう。

③二輪車の交通事故防止

自転車安全利用5則を守りましょう。
問 市民生活課 ☎26-1133

消費生活センターからのお知らせ

心当たりのない荷物が届いた…

お問い合わせ

事例 外国から航空便で小さな荷物が届いた。私の名前や住所に間違いはないが、発送者の名前がない。外国語が分かる友人によると、品名としてスマホケースと書かれているという。外国には知人はいないし、スマホケースなど注文していない。どうしたらよいのか。

消費生活センターには、書籍、雑誌、使い捨てマスク、植物の種、安価な雑貨等

さまざまなお品物が届いたが心当たりがないという相談が寄せられています。代金請求がある場合もあります。が、代金請求もなく発送者も不明な場合は、届いた意図が全く分からず、品物の処置に困ることになります。特定商取引法では、突然一方的に商品を送り付けてくる送り付け商法、いわゆるネガティブ・オプションに関するルールがあります。2021年7月6日に改正法が施行されました。注文していない商品が届いた場合、改正前は14日間保管しないと



消費者庁イラスト集より

処分できませんでしたが、改正後は直ちに処分ができるようになりました。代金の支払い義務もありません。ただし、心当たりのない荷物がネガティブ・オプションに該当するかどうかはケースバイケース。センターに寄せられた相談の中には、知人からのプレゼントであったり、注文したことを忘れていた、あるいは家族が黙って注文していた、という結末が少なくありません。誤配送の可能性もゼロではありません。

中には、サンプルやお試しだと思いき健康食品や化粧品を1回だけ注文したつもりが、定期購入扱いになっていてその後も届く、というケースがあります。その場合、直ちに処分すると繰り返し代金請求され、請求書の再発行手数料によって多額になってしまふこともあります。

心当たりのない荷物が届いたら自分や家族が本当に注文していないか、プレゼントではないか、よく確認。クレジットカードの発行会社にも、不審な請求が上がっていないか聞いてみましょう。ご心配な場合は、消費生活センターにもご相談ください。

秩父市消費生活センター

毎週月～金曜日(祝祭日はお休み) 午前9時～正午、午後1時～4時 ☎25-5200